

## よくある質問

Q1	この支援金は、奥州市役所で申請できますか？
A1	申請は、奥州商工会議所及び前沢商工会で受け付けます。市役所では申請できませんので、予めご了承ください。
Q2	商工会議所や商工会に加入していませんが、申請できますか？
A2	申請できます。
Q3	事業承継で個人事業主となり、まだ2か月しか営業していませんが、申請できますか？
A3	承継前の営業期間などを踏まえて判断しますので、申請窓口にご相談ください。
Q4	10年以上営業してきましたが、来月廃業する予定です。申請できますか？
A4	今後の事業継続を前提とした支援金ですので、申請できません。
Q5	「類似の支援金等」とは、具体的にどのようなものですか？
A5	<p>市の予算で実施する次の事業は、「類似の支援金等」に該当するものとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運輸事業者運行支援緊急対策事業支援金（第3弾）（R6.2.1-3.15で事業終了）</li> <li>・ 温泉施設電気料等高騰緊急支援金（R6.4.10-7.10で実施中）</li> <li>・ 地域企業臨時支援給付金（自動車運転代行業者向け）（R6.4.10-7.10で実施中）</li> </ul> <p><b>【5.10追加】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉施設等に対する物価高騰支援交付事業（交付対象施設等に個別通知済）</li> <li>・ バス・タクシー事業者運行支援事業（交付対象施設等に個別通知予定）</li> </ul>
Q5-2	<b>【5.10追加】</b> A5に掲げる支援金等を受給しましたが、この支援金の該当業種も別に営んでいます。交付対象になりますか？
A5-2	例えば同一法人が「福祉施設等」のほかに、この支援金の交付対象となる業種（飲食サービス業や労働者派遣業など）の事業を一定規模で営んでいるときは、交付対象となる場合があります。
Q6	岩手県の「物価高騰対策賃上げ支援金」は、「類似の支援金等」に該当しますか？
A6	県の支援金は賃上げや人材確保を目的としていますが、市の支援金は事業継続を目的としていることから、「類似の支援金等」には該当しないものとします。
Q6-2	<b>【5.10追加】</b> 岩手県の「社会福祉施設及び医療施設等物価高騰緊急対策支援金」を受給した場合は、交付対象となりませんか？
A6-2	この県の支援金は「令和5年12月1日時点」で事業運営している法人・個人を対象としていることから、受給した場合でも今回の支援金の交付対象となります。ただし、当該法人・個人がA5の「福祉施設等に対する物価高騰支援交付事業」も受給した場合は、A5-2の例を除き、交付対象となりませんのでご注意ください。
Q7	申請したら、支援金はすぐ支払われますか？期間終了後になりますか？
A7	手続の都合上、お支払いには2週間から1か月程度お待ちください。

Q8	【5.10追加】個人事業主は、どのような基準で「中小企業者」に該当するか判断されますか？
A8	この支援金の対象となるのは、中小企業基本法に基づく「中小企業者」で、同法では「主たる事業として営むもの」、「就業の機会を提供し」と規定されています。確定申告等により申請者が交付対象として掲げる業種の事業を営んでおり、その事業が他の農業所得、不動産所得、給与所得等の内容と比較して「主たるもの」に該当すると認められれば「中小企業者」に該当すると判断されます。
Q9	【5.10追加】アパートや駐車場の賃料収入を得ている個人は、「不動産賃貸業を営む中小企業者」として交付対象になりますか？
A9	主たる事業が「不動産賃貸業」であり、事業的規模（貸家であれば5棟以上、アパートであれば10室以上、住宅用土地であれば10件以上又は総面積2,000㎡以上、駐車場であれば10台以上を概ねの目安とする。）の要件を満たしていれば、交付対象となります。